



離婚給付契約公正証書

(財産分与その1)

第■条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う財産分与として、
下記土地（以下、「本件土地」という。）を給付することとし、
本件土地について財産分与を原因とする所有権移転登記
手続をする義務のあることを認める。

記

〔土地の表示〕

所在 岐阜県●●市●●町

地番 ●●●番●●

地目 宅地

地積 ●●●. ●●平方メートル

2 Aは、平成□□年□月□日付けをもってAが●●銀行●●
●支店から借り受けた住宅ローン債務が完済されたとき又は
Aがその債務について免責されたときに、本件土地につ
いて、前項の財産分与を原因とする所有権移転登記手続及
び抵当権抹消登記申請手続をする。抵当権抹消登記手続に
要する費用及び登録免許税は、Aの負担とする。所有権移

転登記申請手続に要する費用、登録免許税及び平成□□年□月から所有権移転登記完了までの期間にかかる固定資産税は、Bの負担とする。

(財産分与その2)

第■条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記建物（以下、「本件建物」という。）を給付することとし、本件建物について財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする義務のあることを認める。

〔建物の表示〕

所 在 岐阜県●●市●●町●●●番●●

家屋番号 ●●●番●●

種 類 居宅

構 造 ●●造平屋建

床 面 積 ●●●. ●●平方メートル

2 Aは、平成□□年□月□日付けをもってAが●●銀行●●支店から借り受けた住宅ローン債務が完済されたとき又はAがその債務について免責されたときに、本件建物について、前項の財産分与を原因とする所有権移転登記手続及び抵当権抹消登記申請手続をする。抵当権抹消登記手続に要する費用及び登録免許税は、Aの負担とする。所有権移転登記申請手続に要する費用、登録免許税、平成□□年□月から所有権移転登記完了までの期間にかかる固定資産税及び建物の維持管理に要する費用は、Bの負担とする。